
新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の 在り方と今後の推進方策について

審議のまとめ(素案) 参考資料

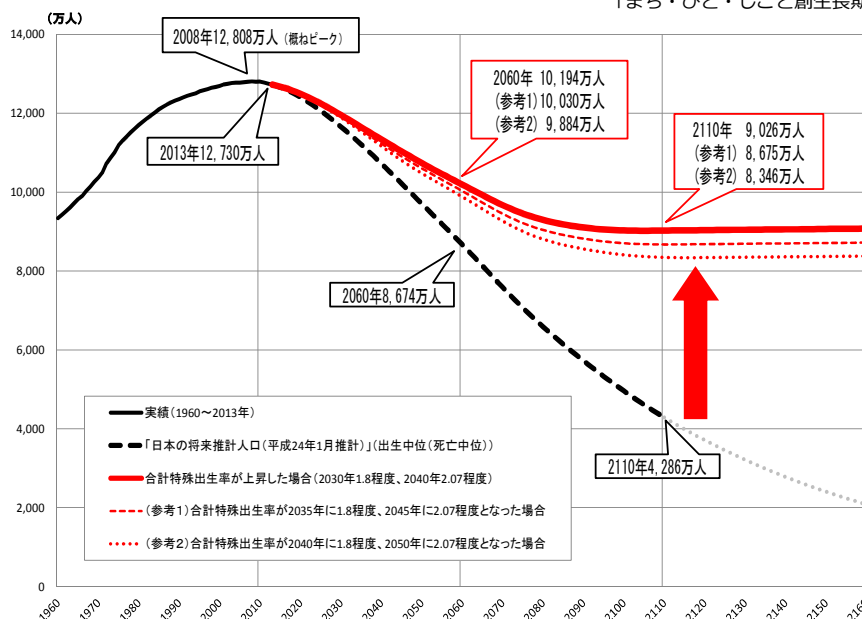
- ・ 社会的な環境の変化等の状況に関する参考資料 1
- ・ 教育改革の動向や地方創生の動きに関する参考資料 1 2
- ・ 学校運営協議会と学校支援地域本部の一体的推進に関する参考資料 . . 2 0
- ・ 学校運営協議会制度に関する参考資料 2 4
- ・ これからのコミュニティ・スクールの在り方に関する参考資料 3 4

社会的な環境の変化等の状況に関する 参考資料

我が国の人口の推移と長期的な見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね約300万人程度少なくなると推計される。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等掲載資料より

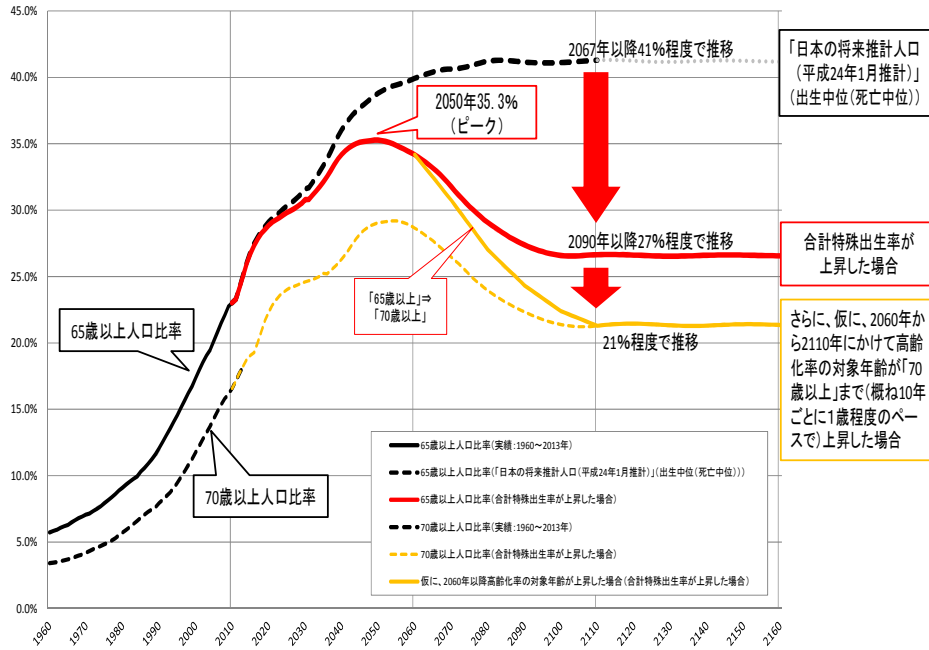


(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

我が国の高齢化率の推移と長期的な見通し

- 「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」では、高齢化率（65歳以上人口比率）は、将来的に41%程度まで上昇すると見通されているが、仮に、出生率が上昇すれば、2050年の35.3%をピークに、長期的には、27%程度まで低下するものと推定される。
- さらに、将来的に健康寿命の延伸等に伴って高齢化率の対象年齢が「70歳以上」まで上昇するとすれば、高齢化率（70歳以上人口比率）は、概ね21%程度まで低下することとなる。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等掲載資料より

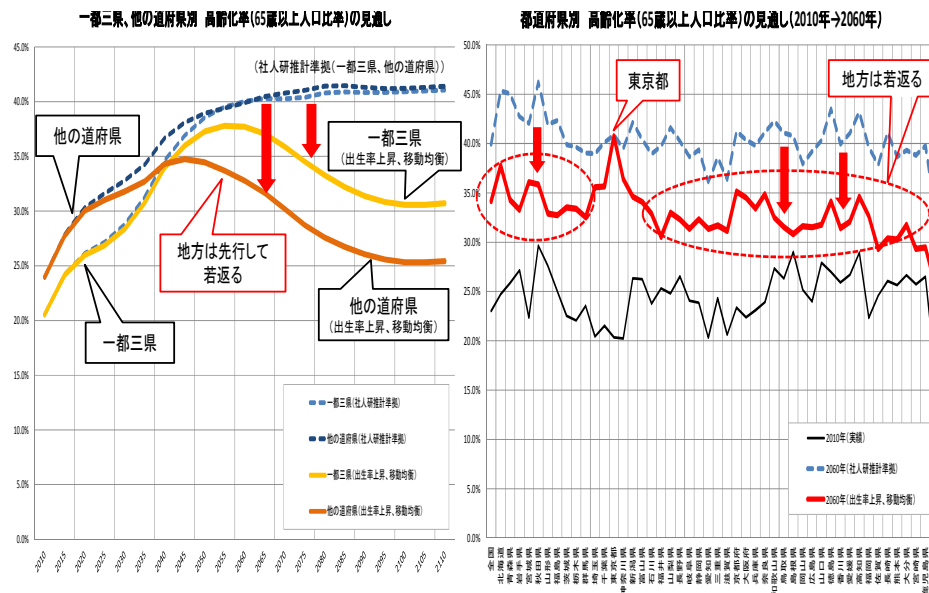


(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査結果」人口推計による。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
 (注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

地域別の高齢化率の長期的な見通し

- 現状のまま推移したとすれば、一都三県においても、他の道府県においても、2070～80年頃以降、高齢化率は41%程度で推移するものと推計される。
- 仮に、2040年までに、現行程度の地域間の出生率格差を残しつつ全国の合計特殊出生率が2.07程度まで上昇し、移動が均衡した場合には、高齢化率は、他の道府県では、2045年頃の35%程度をピークに25～26%程度まで低下、一都三県では、2055年頃の38%程度をピークに30～31%程度まで低下すると推計される。

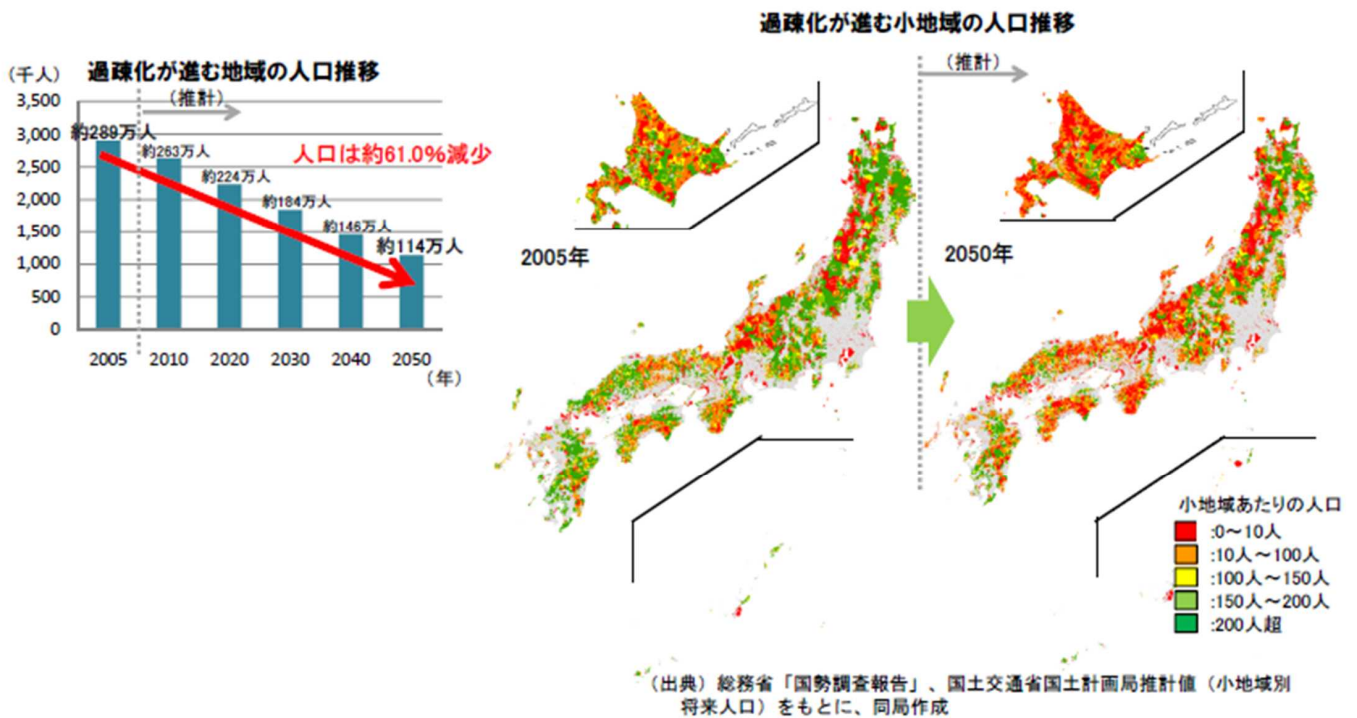
「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等掲載資料より



(注1)2010年(実績)は、総務省統計局「国勢調査結果」による。
 (注2)「社人研推計準拠」は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」の2040年までの傾向を延長して、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計したもの。性・年齢階級別人口が同研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））の値に一致するよう補正を行っている。
 (注3)「出生率上昇、移動均衡」は、上記「日本の地域別将来推計人口」のデータを用いて、現行程度の地域間の出生率格差を残しつつ、全国合計特殊出生率の水準が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度と上昇し、かつ、2040年までに移動が均衡した場合（純移動率がゼロとなった場合）について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである（全国の推計値で補正を行っている）。

過疎化が進む地域の人口推移

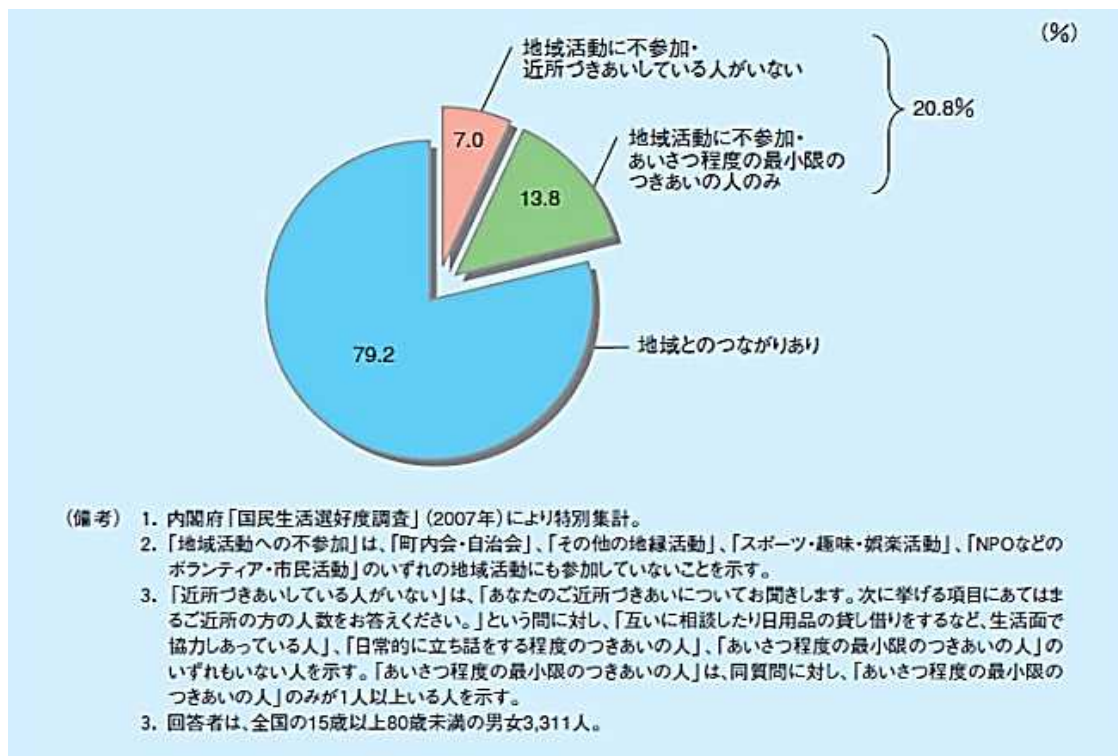
○過疎化が進む地域では、人口が現在の半分以下に



【出典】国土交通省国土審議会政策部会長期展望委員会「国土の長期展望」中間とりまとめ

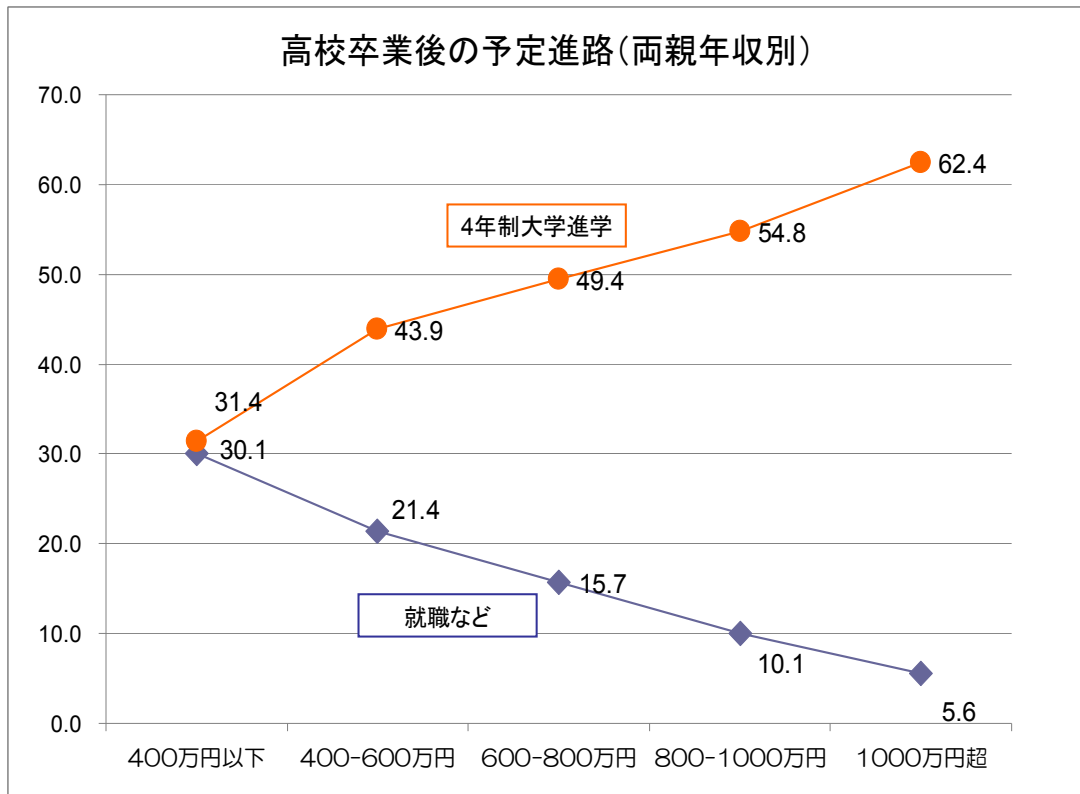
地域活動および近所付き合いの程度

○地域から孤立している人は全体の2割を占める



高校卒業後の予定進路(両親年収別)

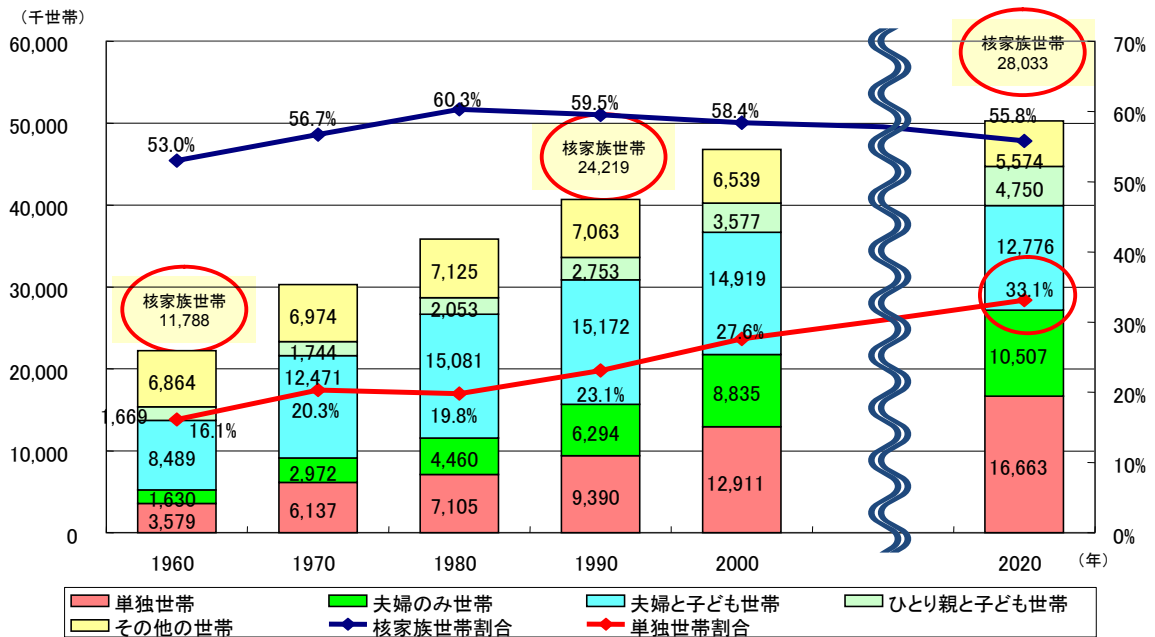
○家庭の経済状況と進学に相関関係がみられる



【出典】 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」(2007年)

家庭を巡る状況

○核家族世帯が増加している

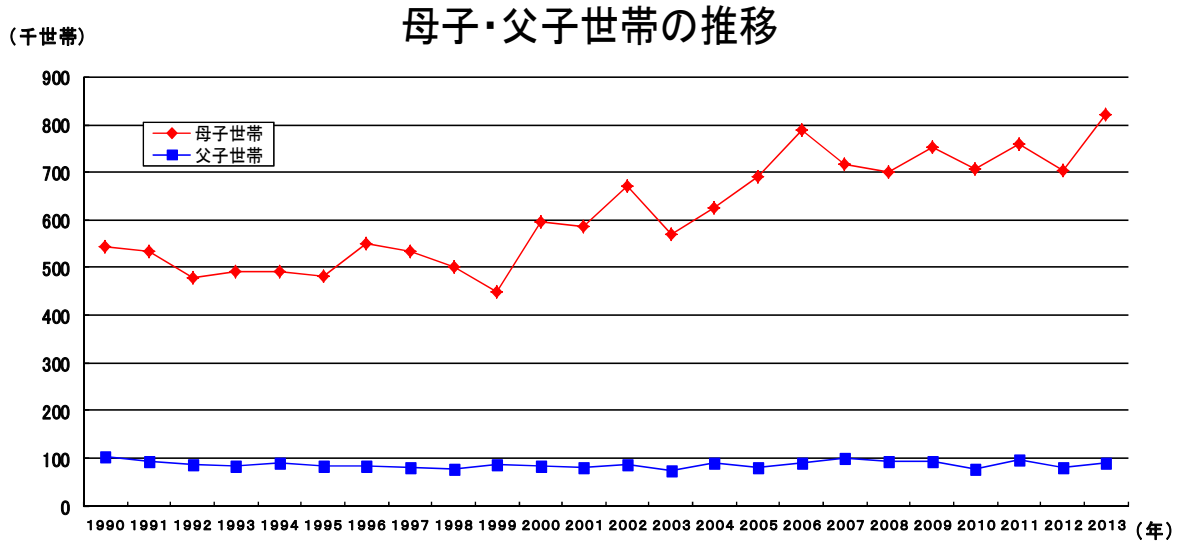


注) 1 一般世帯とは、(1)住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む)、(2)(1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りる単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者を指す。
2 1960年は、1%抽出結果による。

資料 1960年~2000年は総務省「国勢調査」、2020年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)2005(平成17)年8月推計」より作成。

母子世帯・父子世帯数の推移

○母子世帯の数は増加傾向にある

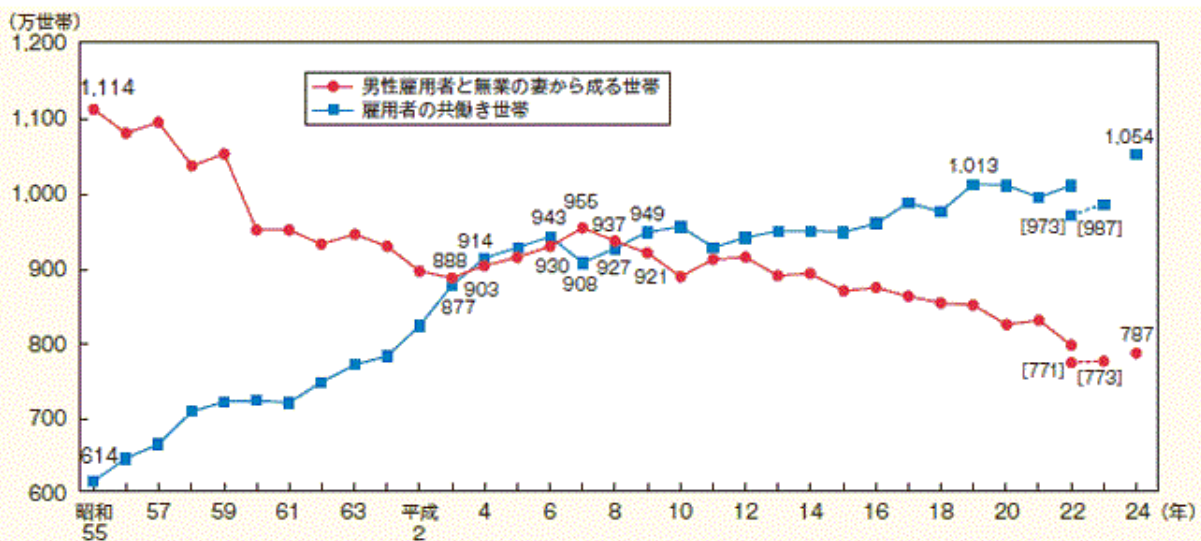


注1: 母子(父子)世帯とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む)で、すでに配偶者のいない65歳未満の女(男)(配偶者が長期間生死不明の場合も含む。)と20歳未満のその子(養子を含む)のみで構成している世帯をいう。

【出典】厚生労働省 平成25年 国民生活基礎調査より

共働き世帯の推移

○共働き世帯が増加している



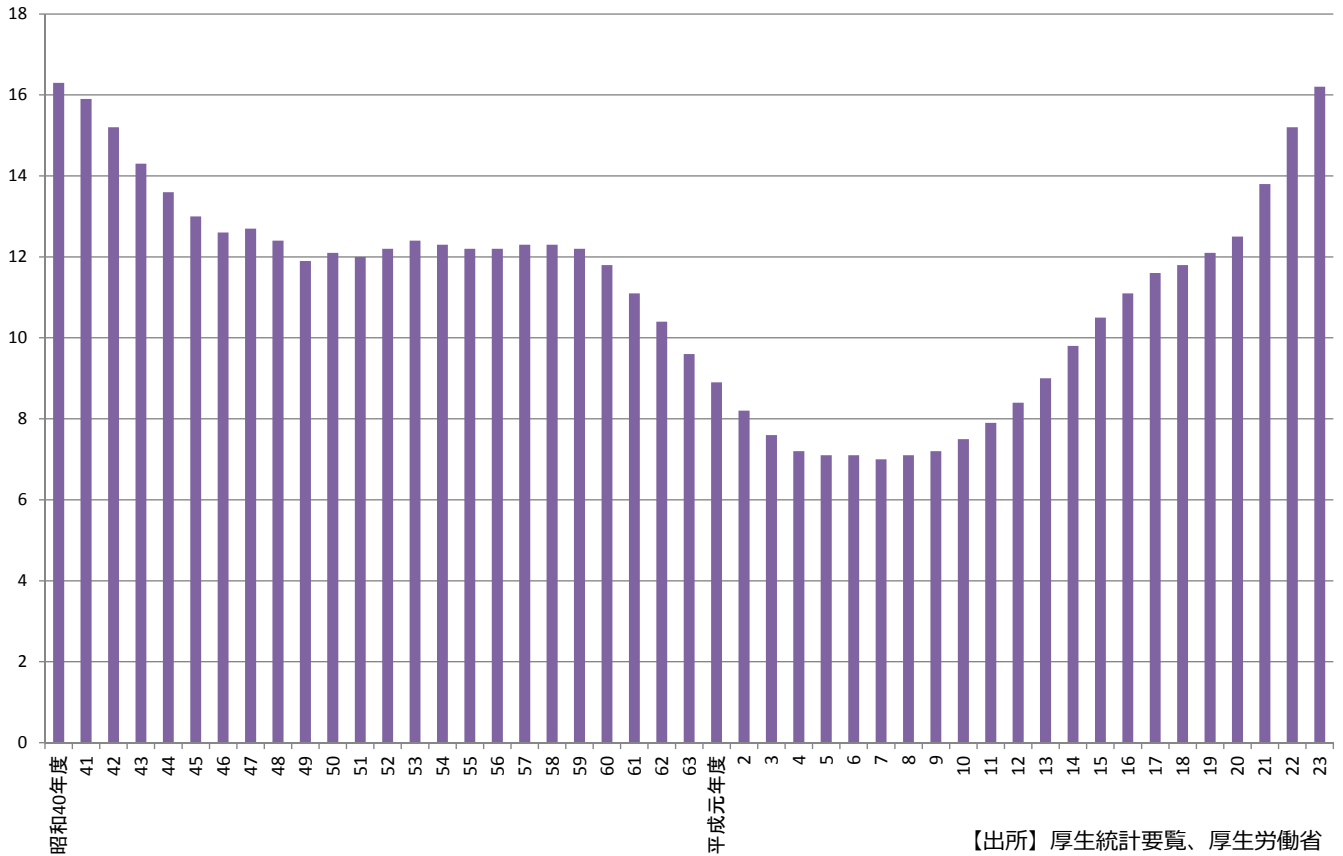
(備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 4. 平成22年及び23年の〔〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

【出典】内閣府男女共同参画局：男女共同参画白書 平成25年度版

生活保護率年次の推移

山野委員提出資料より

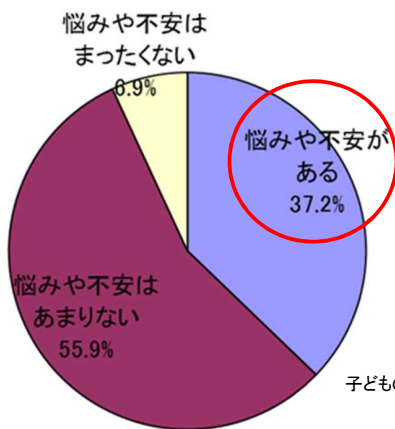
○平成23年度の保護率は、昭和40年度と同程度である



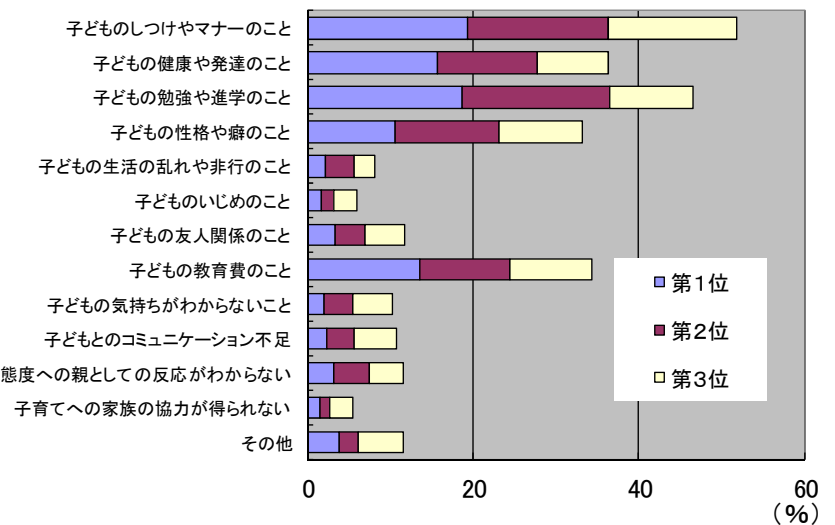
子育てについての悩みや不安

○保護者の4割が悩みや不安を抱えている

子育てに不安はあるか

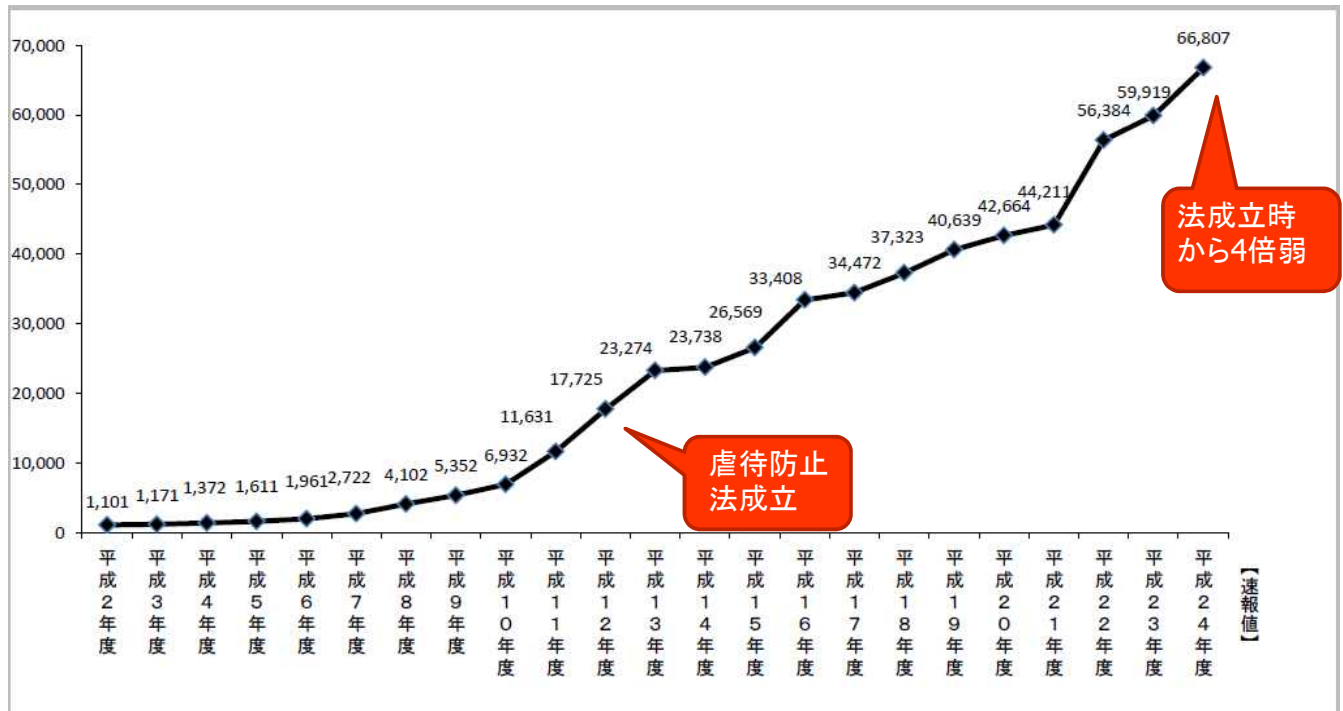


悩みや不安が大きいものから順番に3位まで選択



【出典】文部科学省委託調査：家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究（平成20年）

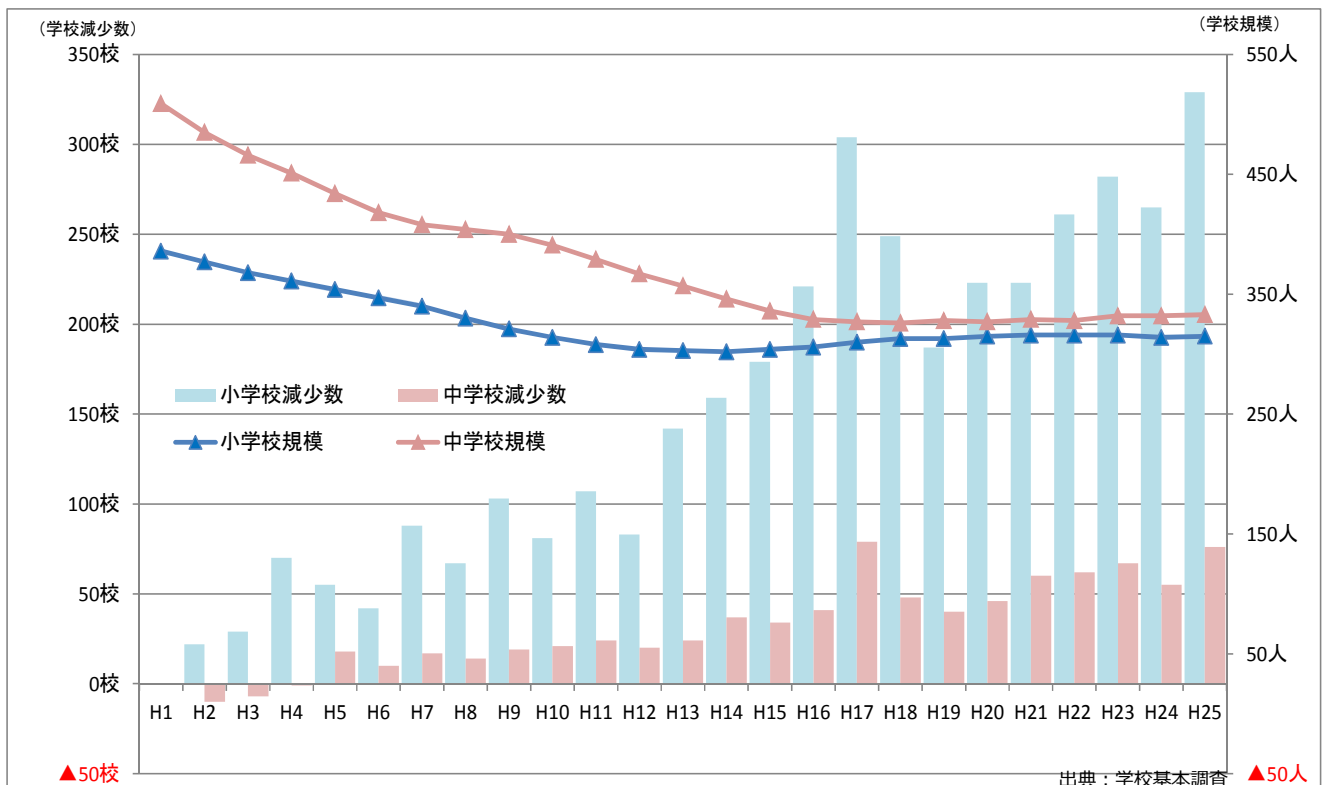
○児童虐待相談対応件数は増加している



【出典】厚生労働省（2013）「2013年7月報道発表資料」
子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第9次報告の概要）及び児童虐待相談対応件数等

近年の学校増減数と学校規模の推移

小・中学校では、児童生徒数の減少等に伴い統廃合が進行。高等学校においても、少子化による生徒減少と多様化・複雑化する社会状況の変化の下、各県において、県立高校の再編整備が進んでいる状況。

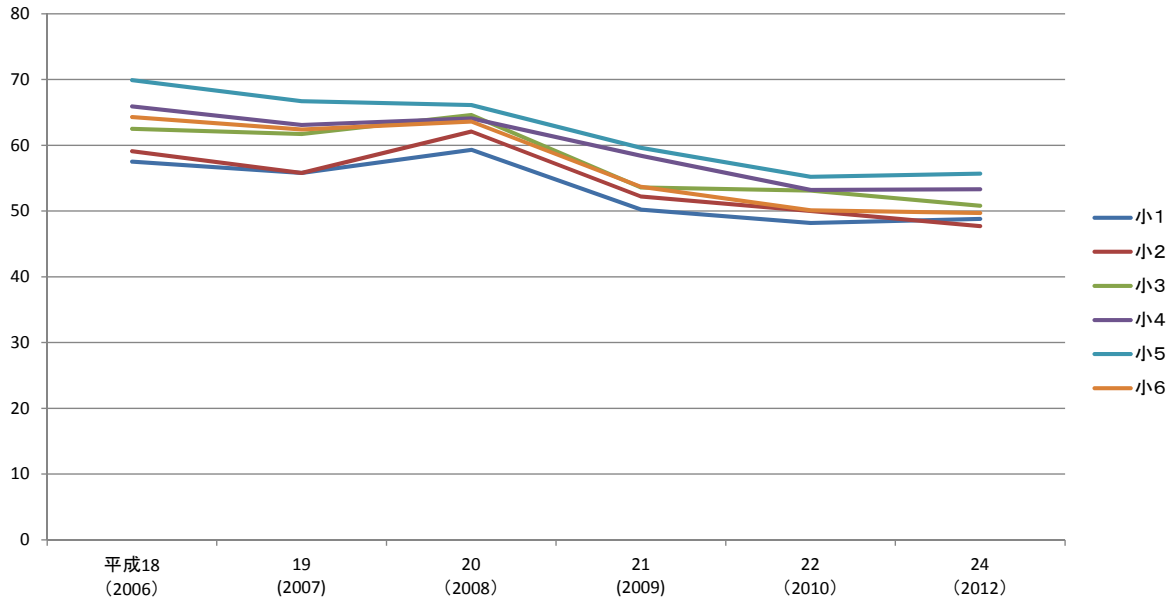


出典：学校基本調査

学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率

○学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率は、低下傾向にある

学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率



(注) 平成23年度は調査が実施されていない。

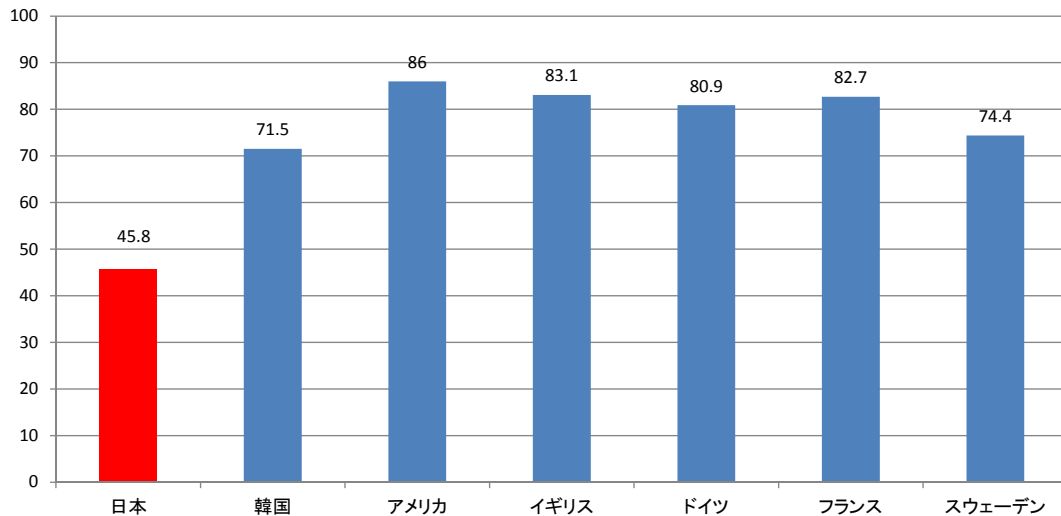
【出典】独立行政法人国立青少年教育振興機構（2014）
「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成24年度調査）」

日本の若者の自己認識

○日本の若者は諸外国と比べて、自己を肯定的に捉えている者の割合が低い

自分自身に満足している

※「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計

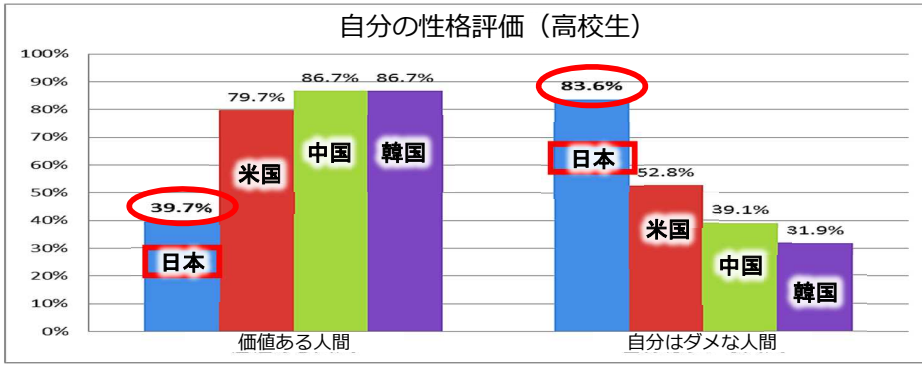


調査対象者：満13歳から29歳の男女

【出典】内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成25年度）」

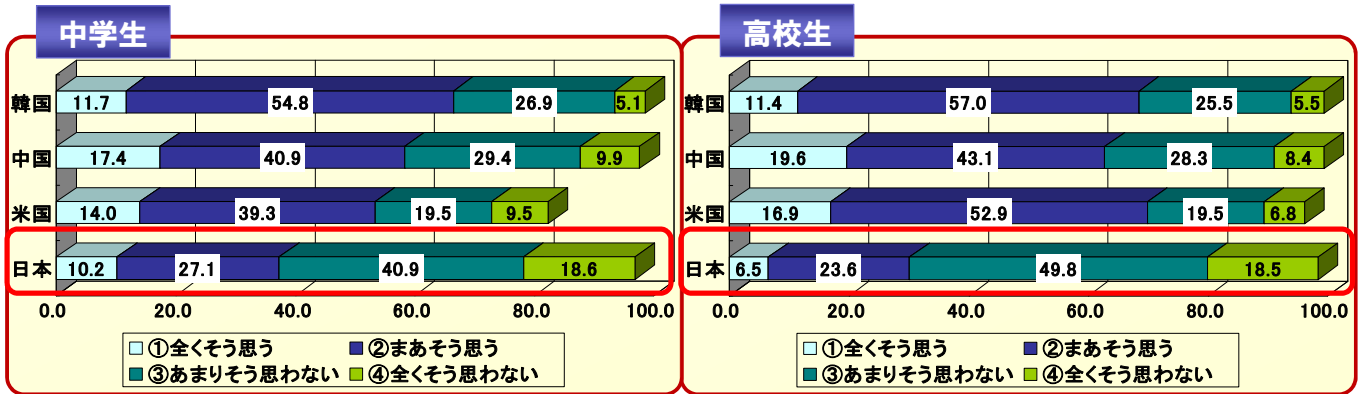
生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識

◆米中韓の生徒に比べ、日本の生徒は、「自分を価値ある人間だ」という自尊心を持っている割合が半分以下
「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」という意識も低い。



(出典)
(財)一ツ橋文芸教育振興会、
(財)日本青少年研究所
「高校生の生活意識と留学に関する調査報告書」(2012年4月)より
文部科学省作成

【問】私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない



(出典) (財)一ツ橋文芸教育振興協会、(財)日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 - 日本・アメリカ・中国・韓国の比較 - (2009年2月)」より文部科学省作成

規範等に関する青少年の意識

◆日本の若者は、他人に迷惑をかけてはならないという意識は相対的に高いが、積極的に困っている人を助けることの意識やボランティア活動への興味はやや低いというデータがある。

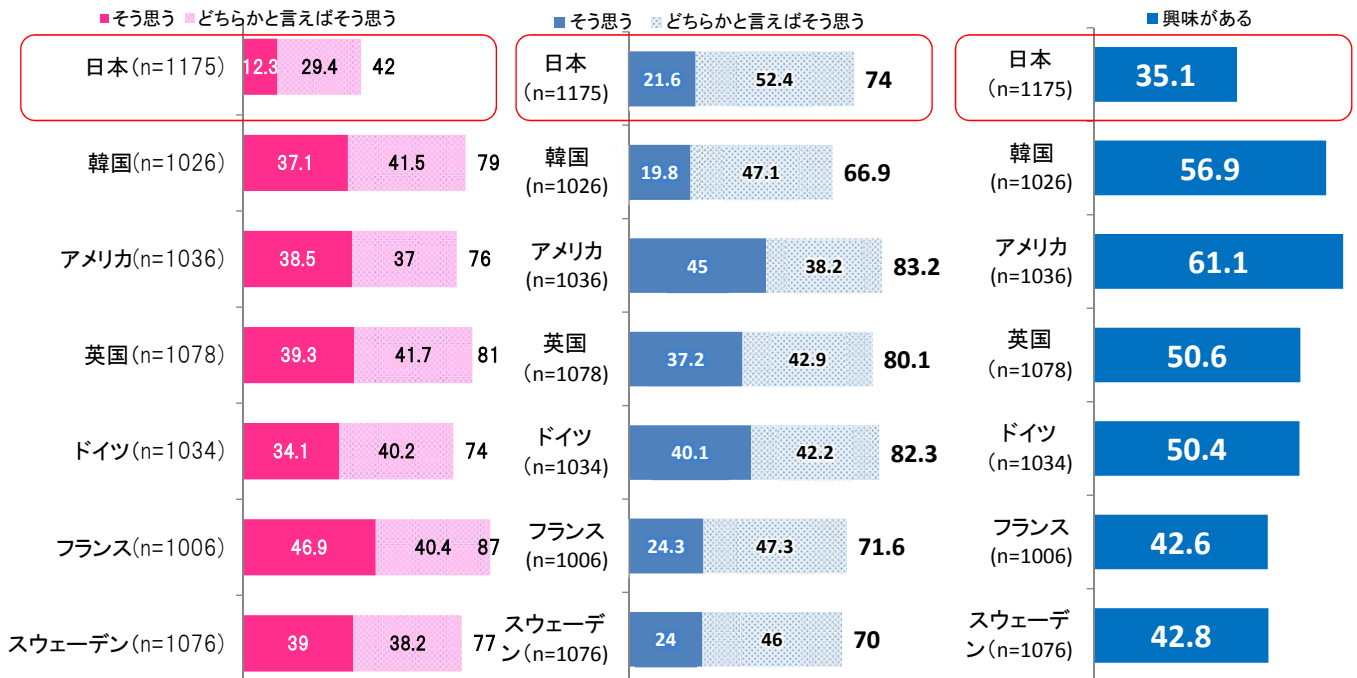
(出典) 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(平成25年度実施)より

※各国13歳から29歳までの男女が対象。

「他人に迷惑をかけなければ、何をしようと個人の自由だ」
(そう思う、どちらかと言えばそう思うの計%)

「困っている人を見たら、頼まれなくても助けてあげるべきだ」
(そう思う・どちらかと言えばそう思うの計%)

ボランティア活動に興味があるか
(「ある」という回答の割合%)



親の世代と子の世代の体力・運動能力の比較

◆親の世代と比べて、身長、体重など子供の体格は向上しているが、体力・運動能力は依然低い水準。

(出典) 文部科学省「平成25年度体力・運動能力調査」

○親の世代(30年前)との比較

<体格>

身長 (cm)	S58	H25
男子(11歳)	143.1	145.0
女子(11歳)	145.2	146.8

体重 (kg)	S58	H25
男子(11歳)	36.5	38.3
女子(11歳)	37.7	39.0

<テスト結果>

50m走 (秒)	S58	H25
男子(11歳)	8.70	8.90
女子(11歳)	8.98	9.12

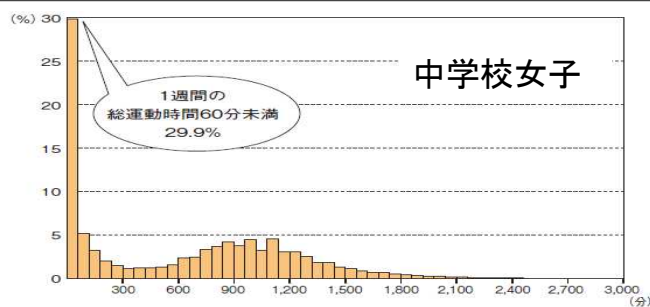
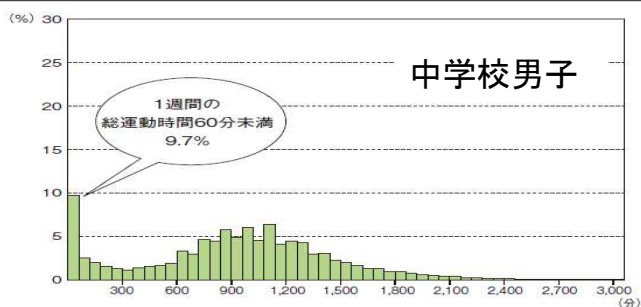
握力 (kg)	S58	H25
男子(11歳)	21.60	20.04
女子(11歳)	19.81	19.74

ソフトボール投げ (m)	S58	H25
男子(11歳)	34.47	28.41
女子(11歳)	20.47	16.85

反復横とび (回)	S58	H25
男子(11歳)	42.65	45.79
女子(11歳)	40.50	43.02

※反復横とびは上昇している

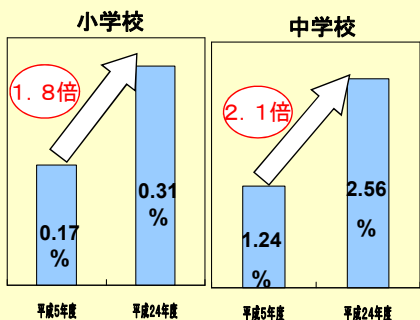
◆運動する子供としない子供が二極化している。



(出典) 文部科学省「平成25年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

学校現場が抱える課題の状況

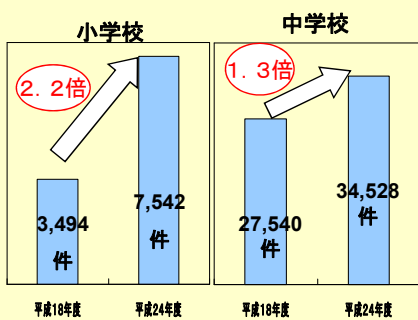
不登校児童生徒の割合



(注) 国・公・私立学校のデータ

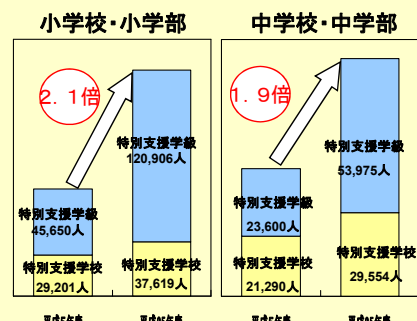
(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

学校内での暴力行為の件数



(注) 国・公・私立学校のデータ

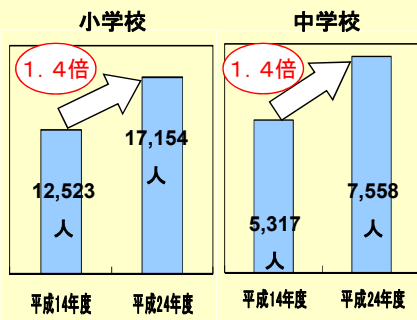
特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

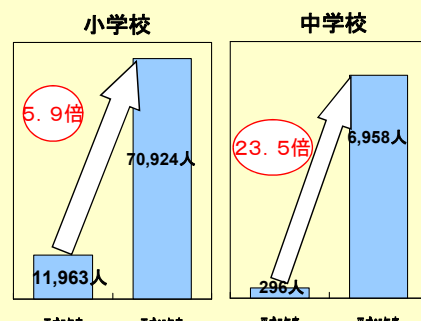
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) 公立学校のデータ

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

通級による指導を受けている児童生徒数

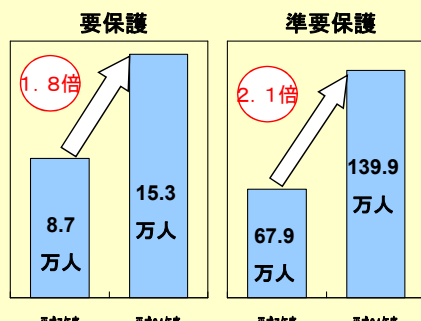


(注) 通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に成じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。

・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。
 ・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づいたものであり、医師の診断によるものではない。)

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

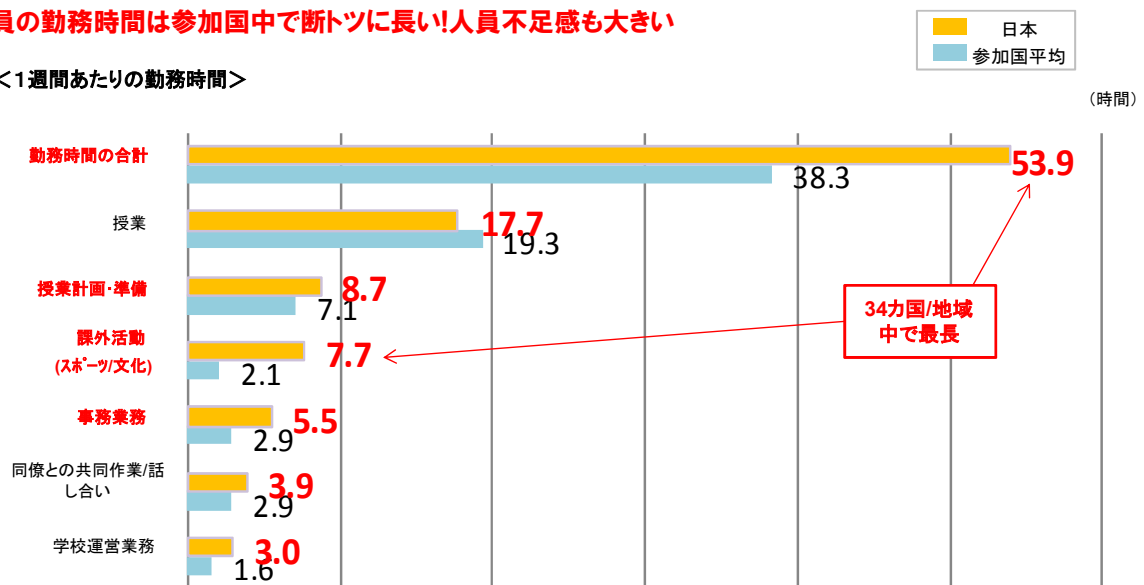
(出典) 文部科学省調べ

我が国の教員の現状と課題(TALIS2013結果より)

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国最長(日本53.9時間、参加国平均38.3時間)
- 課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い(日本7.7時間、参加国平均2.1時間)
ほか、事務業務(日本5.5時間、参加国平均2.9時間)が長い

●教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い!人員不足感も大きい

<1週間あたりの勤務時間>



教育改革の動向や 地方創生の動きに関する参考資料

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(中教審諮問事項)

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「**どのように学ぶか**」という、**学びの質や深まりを重視することが必要。**また、学びの成果として「**どのような力が身に付いたか**」という視点が重要。

審議事項の柱

1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、 新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方

- これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために**必要な資質・能力**の育成に向けた**教育目標・内容の改善**
- 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「**アクティブ・ラーニング**」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
- 育成すべき資質・能力を育む観点からの**学習評価の改善**

2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、**新たな教科・科目等の在り方や、** ※詳細については、3ページ目以降 **既存の教科・科目等の目標・内容の見直し**

3. 学習指導要領等の理念を実現するための、 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

- 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の**カリキュラム・マネジメント**の普及
- 「**アクティブ・ラーニング**」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の **開発・普及**

育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の構造化（イメージ）

教育の普遍的な目的・目標

- 教育基本法に規定する教育の目的(1条)、目標(2条)等
- 学校教育法に規定する教育の目的・目標、学力の三要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲)等

時代の変化や子供たちの実態、社会の要請等

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等に伴う厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら新しい価値を創造し、未来を切り開いていく力が必要。

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- ◆自立した人間として、他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力
- ◆我が国の子供たちにとって今後重要と考えられる、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力、豊かな感性や優しさ、思いやり等

何ができるようになるか

育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の充実

何を学ぶか

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

- ◆グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善等

どのように学ぶか

育成すべき資質・能力を育むための課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（「アクティブ・ラーニング」）

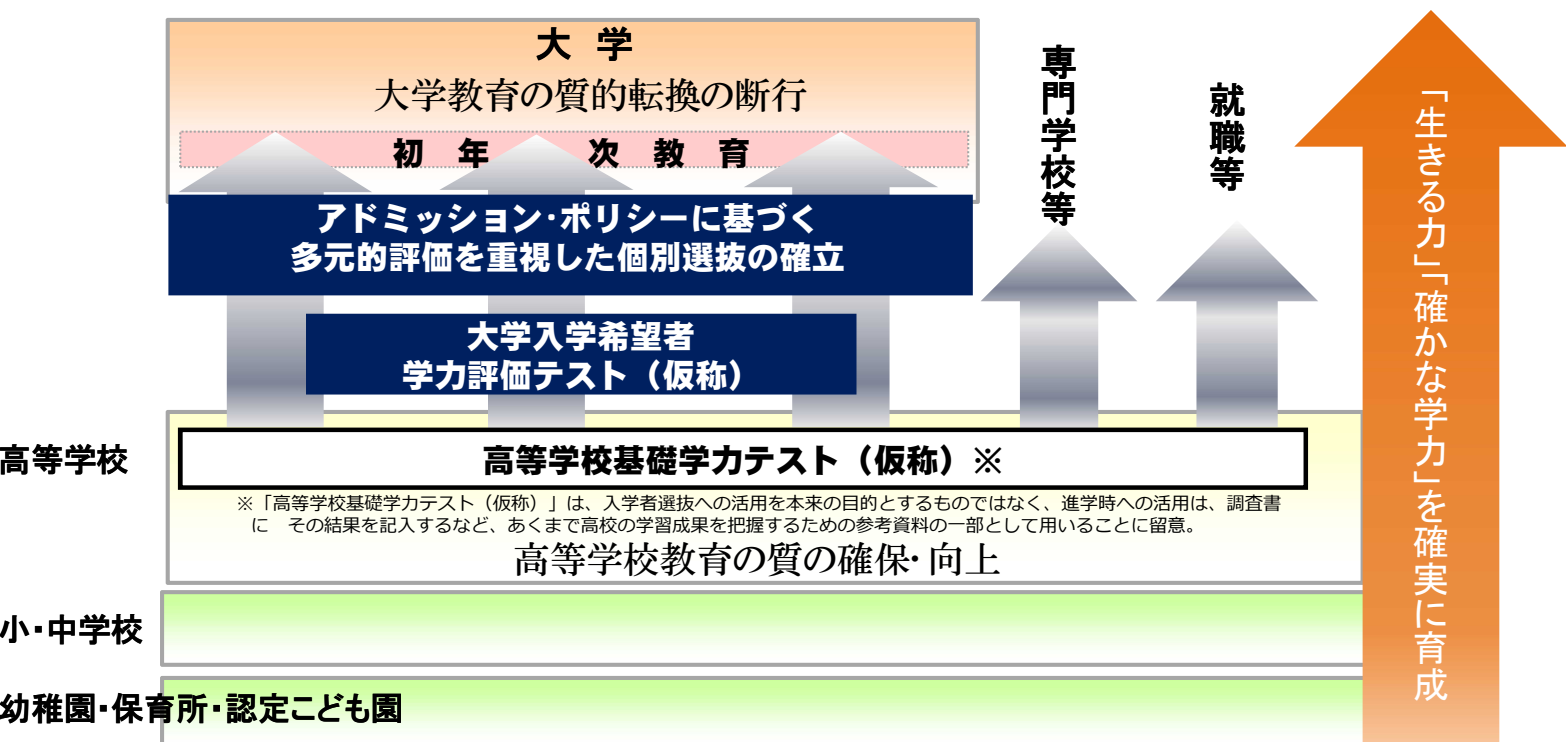
- ◆ある事柄を知っているのみならず、実社会や実生活の中で知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に探究し、成果等を表現していけるよう、学びの質や深まりを重視。

理念を実現する環境作り

- ◆各学校のカリキュラム・マネジメント支援
- ◆新たな学習・指導方法や評価方法の更なる開発や普及を図るための支援

高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革

- 新たな時代を見据えた教育改革を進めるに当たり重要なことは、子供たち一人ひとりに、それぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り拓き、他者と助け合いながら、幸せな暮らしを営んでいける力を育むための、初等中等教育から高等教育までを通じた教育の在り方を示すこと。
- 高等学校教育及び大学教育においては、義務教育までの成果を確実につなぎ、それぞれの学校段階において「生きる力」「確かな学力」を確実に育み、初等中等教育から高等教育まで一貫した形で、一人ひとりに育まれた力を更に発展・向上させる必要。



高大接続の実現に向けた一体的改革(高大接続改革実行プラン(概要))

プランの趣旨

平成27年1月16日 文部科学大臣決定

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日中央教育審議会答申)を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図る

具体的な施策

1 各大学の個別選抜の改革

多様な背景を持った学生の大学への受け入れが促進されるよう、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜に改革

特に、各大学の個別選抜においては、教育カリキュラムや教育改革と連動した入試改革を進めるため、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素を踏まえた多面的・総合的な選抜方法を促進

〇個別選抜改革を推進するための法令改正【平成27年度中を目途に改正】

- ・ アドミッション・ポリシー(入学受入の方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)の一体的な策定について義務付ける
- ・ 認証評価に関する省令を改正し、認証評価の評価項目に入学選抜を明記

〇大学入学者選抜実施要項の見直し【平成28年度大学入学者選抜実施要項(平成27年度)以降順次実施】

- ・ 適切なルールの下での入学者選抜全体の多面的・総合的な評価への転換を図るため、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止した新たなルールを構築するために、大学入学者選抜実施要項を見直す

〇アドミッション・ポリシーの明確化【平成26年度中に事例集、平成27年度中にガイドライン作成】

- ・ 事例集やガイドラインの作成・提供

〇個別選抜改革の推進のための財政措置【取組の推進、財政措置の在り方を検討し平成27年夏を目途に具体策を取りまとめ】

〇「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施

- ・ 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を実施
- ・ 平成27年中を目途に専門家会議の検討結果をとりまとめ
- ・ 平成29年度初頭に「新テストの実施方針」を策定・公表
- ・ ※新テストの出題内容や範囲、プレテストの実施内容やスケジュール、正式実施までのスケジュール
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成29年度中を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成30年度中を目途にプレテストを実施
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成30年度初頭を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成31年度初頭を目途に「実施大綱(新テストの具体的な内容)」を策定・公表

〇新テストの実施主体の設立【平成29年度を目途に設立】

- ・ 独立行政法人大学入試センターを改組した新たな組織は、新テストの実施、個別選抜等の支援、専門人材の育成、入学選抜や学力評価についての新しい方法の開発等を目的とする

2 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を通じて、学力の三要素をはじめとした、これからの時代に求められる力を育成・評価するために、学力評価のための新テストの在り方について一体的な検討を行うとともに、新テストの一体的実施や新たな評価方法の開発等を行う組織を準備

3 高等学校教育の改革

義務教育までの成果を確実につなぐとともに高等学校教育の質の確保・向上を図り、生徒に、国家と社会の形成者となるための教養や行動規範、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶ力を身につけさせる

〇課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの推進と高等学校教員の資質能力の向上【速やかに実施】

- ・ 課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実のために必要な方策について検討し、普及を図る
- ・ 教員の養成・採用・研修の改善について、中央教育審議会にて具体的な方策の検討を行い平成28年度中を目途に制度改正

〇多様な学習活動・学習成果の評価【平成28年度中に調査書や指導要録を改訂】

- ・ 専門家会議で検討を行い、調査書や指導要録を改訂

〇学習指導要領の見直し【平成28年度中に答申】

- ・ 高等学校学習指導要領について、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしておく観点から見直しを行う

4 大学教育の改革

多面的・総合的な評価等の大学入学者選抜改革と連動して、多様な学生が切磋琢磨し相互に刺激を与えながら成長する場を創成するとともに、大学教育の質的転換を断行し、学生が高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させ、予測困難なこれからの社会に出て自ら答えのない問題に対して解を見出していく力を身につけさせる

〇大学教育の質的転換【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 各大学において、全学的な教学マネジメントの下で、双方向の授業や主体的な学修への転換が促進されるための法令改正(SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実)を実施

〇学生の学修成果の把握・評価の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 認証評価制度について、学修成果や内部質保証(各大学における成果把握と改善の取組)に関する評価を推進

〇大学への編入学等の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 高校専攻科修了生の大学への編入学について、中央教育審議会における検討結果を踏まえ、必要な制度改正を実施

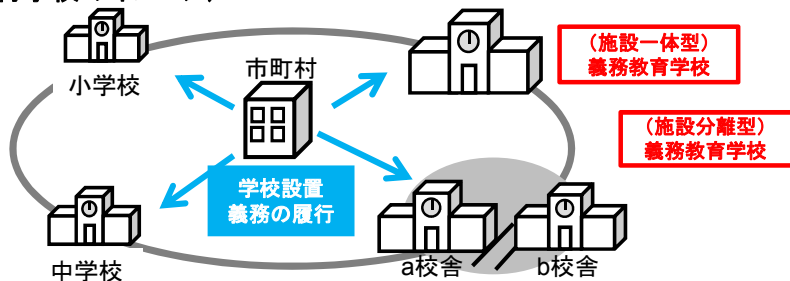
小中一貫教育を行う新たな学校種の制度化(法律案の概要)

1. 学校教育法等の一部を改正する法律案(概要)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

- 趣旨・位置付け 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
- 設置者・設置義務 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係)
 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
- 目標・修業年限 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係)
 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
- 教職員関係 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係)
 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
- 施設整備 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

(参考:義務教育学校のイメージ)



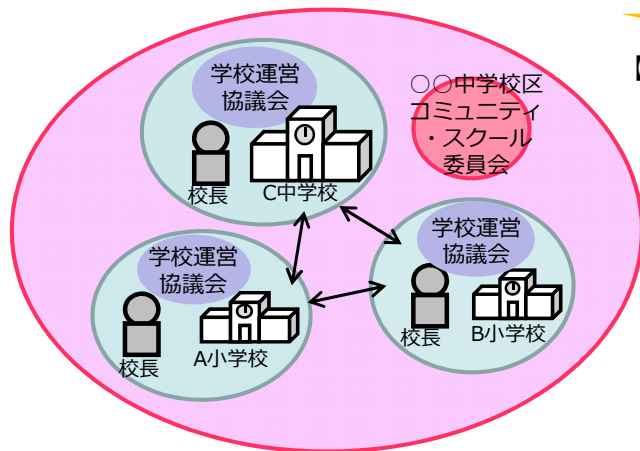
2. 施行期日

平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

小中一貫教育を行う新たな学校種の制度化(コミュニティ・スクールとの一体的推進)

- 小中一貫教育を実施している学校の15%においてコミュニティ・スクールを導入。
- 小・中学校の学校運営協議会を合同で開催したり委員を兼務させるなど、中学校区全体での情報共有を図る工夫により、地域ぐるみで義務教育9年間の学びを支える体制を構築。

小中一貫教育とコミュニティ・スクールは、ともに教育改革にとって重要なツールであり、一体となって相乗効果を発揮していくことが求められる。



【各地域における様々な工夫の例】

- (パターン1)
 - ・全校の学校運営協議会の委員全員を同一メンバーで構成し合同開催。
- (パターン2)
 - ・各校の学校運営協議会に加え、中学校区全体を統括するコミュニティ・スクール委員会を設置。委員は兼務。
- (パターン3)
 - ・各校の学校運営協議会の代表が集うブロック協議会を設置。
- (パターン4)
 - ・合同会議等は開催しないが、一部の委員が兼務。

<複数の学校で一体的な学校運営協議会を設置するねらい>

- 9年間を通じた目標等の共有による系統的な学校運営の実現
- 指定学校全体としての学校と地域の協働の推進
- 会議を個別・合同と重ねて開催する必要がなく、学校及び委員の負担が軽減され、効率的・効果的な運営が実現
- 単独では設置が厳しい学校における学校運営協議会の設置が拡大

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(中間まとめ)

○「チームとしての学校」が求められる背景

社会の変化と学校を取り巻く状況の変化

○多様化・複雑化する子供の状況への対応

- ・いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育への対応など、子供を取り巻く環境が**複雑化・困難化**
- ・貧困問題への対応や地域活動など、**学校に求められる役割も拡大**

○学校教育の質的充実に対する社会的要請の高まり

- ・主体的・協働的に学ぶ課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)の実施や小学校英語教育などの**新たな教育課題への対応**

我が国の教職員の現状

- ・我が国の学校は、**教員以外の専門スタッフの割合**が諸外国と比べて**低い現状**
- ・日本の教員は授業以外に生徒指導、部活動等の授業以外の業務を多く行っており、**授業等に専念することができない現状**

- 教員の専門性だけでは対応が困難**になっており、教員の専門性の向上を図るとともに、**教員に加えて多様な専門スタッフを配置し、様々な業務を連携・分担してチームとして職務を担う**体制を整備

⇒ **学校の教職員構造を転換、学校の教育力・組織力を向上させ、一人一人の子供の状況に応じた教育を実現**

○「チーム学校」を実現するための視点とその方策

視点1 専門性に基づくチーム体制の構築(教員、事務職員、専門スタッフ等が連携・分担し、それぞれの専門性を発揮できる体制の構築)

- 多様な専門スタッフが子供への指導に関わることで、教員のみが子供の指導に関わる現在の学校文化を転換

(制度関連)

- 心理的・福祉的な専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、**配置充実**につなげるため、**スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け**
- 教員以外に、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができるよう**部活動支援員(仮称)等を法令に位置付け**
- 地域との連携の推進を担当する**地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化**

(予算関連)

- アクティブ・ラーニングの実施や特別支援教育等に対応するために**必要な教職員定数措置の拡充**
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを将来的に教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討**
- 部活動支援員(仮称)を任用する際の**必要な研修について検討**

視点2 学校のマネジメント機能の強化(校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備)

- 多様な専門スタッフをひとつのチームとしてまとめるために、これまで以上に学校のマネジメントを確立、学校の組織力・教育力を向上

(制度関連)

- 学校教育法上の**事務職員の職務規定の見直し**
- 主幹教諭育成のため実践的な研究プログラムを開発**(その他)
- 校長裁量経費の拡大等、学校の裁量拡大を一層推進**

(予算関連)

- 事務職員の配置の更なる拡充を実施**
- 管理職を補佐する主幹教諭配置促進のための加配措置の拡充**

視点3 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備(教職員の人材育成や業務改善等の取組を推進)

(その他)

- 効率的・効果的な校務運営を実現するため、**業務改善に関する取組事例等をまとめた指針の作成**
- 文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰**
- 人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映**

(予算関連)

- アクティブ・ラーニング実施等のために必要な研修が実施されるよう、小規模市町村における指導主事配置を支援**

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(中間まとめの概要)

<p>背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法第9条の趣旨を踏まえた「学び続ける教員像」の具現化への要請 ・学校を取り巻く環境変化(大量退職・大量採用等) ・教育課程の改革:育成すべき資質・能力を明確化、教科・科目の在り方や教育目標・内容の見直し ・授業方法の革新:主体的・協働的な学習(アクティブ・ラーニング)の充実 ・英語、道徳、ICT、特別支援教育など、新たな教育課題への対応 ・「チーム学校」への転換:チームの一員として組織的、協働的に諸課題の解決のために取り組む力を育成 		
<p>これからの時代の教員に求められる資質能力</p>	<p>教員としての使命感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力など従来必要とされてきた不易の能力に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアステージに応じた資質能力を高める自律性 ・情報を収集・選択・活用する能力や深く知識を構造化する力 ・学校を取り巻く新たな教育課題に対応できる力量 		
<p>主な課題</p>	<p><全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の養成・採用・研修の一体的改革のため、大学等と教育委員会の連携を図るべく、国、教育委員会、国公私を通じた教職大学院、大学、学校等の位置付けなどを明確化した具体的な制度的枠組みが必要。 ○ この際、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要。 ○ 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの充実、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育など)に対応した研修・養成が必要。 <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員研修の機会を確保するため、学校における業務の精選や効率化、教職員の役割分担の見直し、チームとしての学校の力の向上やそのための条件整備が必要。 ○ 講義形式の研修からより主体的・協働的な学びの要素を含んだアクティブ・ラーニング型研修への転換。 ○ 新たな教育課題に対応した研修プログラムの開発と全国的な普及、研修指導者の育成、教育センターや学校内での研修体制の充実が必要。 ○ 初任者研修・十年経験者研修については、実施状況や教育委員会・学校現場のニーズを把握し、より効果的な研修となるよう制度や運用の見直しが必要。 ○ (独)教員研修センターの役割の在り方を検討することが必要。 	<p><採用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採用時に求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要。 ○ 多様で多面的な選考方法のためにも、各教育委員会が実施する採用選考試験への支援策が必要。 ○ 計画的採用による学校内における年齢構成の不均衡の是正が必要。 	<p><養成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養成段階は「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階との認識が必要。 ○ 実践的指導力の基礎の育成、教職課程の学生が自らの教員としての適性を考える機会として、学校現場や教職に関する実践を体験させる機会の充実が必要。 ○ 教職課程の質の保証・向上のため、事後評価の実施や全学的に教職課程を統括する組織整備の促進が必要。 <p><免許></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校種横断的な免許状の創設等の必要性を指摘する意見がある一方、当該免許状の有効性への疑問や免許状制度の一層の複雑化、学生や大学への負担増加等の課題も指摘。 ○ 義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保への対応としての免許制度の改善が必要。
<p>改革の具体的な方向性</p>	<p><全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員育成指標及び研修指針の策定 ・高度専門職として教職キャリア全体を俯瞰(ふかん)しつつ、教員がキャリアステージに応じて身につけるべき資質や能力の明確化 ・教員育成指標の全国的な整備、教育委員会による研修計画の策定 ・国が大綱的に教員育成指標の整備指針や研修計画策定の指針を提示 ・国等の関係者が教職課程編成に当たり参考となる指針(教職課程コアカリキュラム)を提示 ・大学は教職課程コアカリキュラムや教員育成指標を踏まえ養成すべき教員像を明確化 ・各地域の自主性・自律性が最大限発揮されるスキームとする ・それぞれの学校種における教員の専門性を十分に踏まえつつ、必要に応じ学校種ごとに策定 <p>○教育委員会と大学等との協議・調整の体制(教員育成協議会(仮称))の構築</p> <p>○新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの充実、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育など)に対応した研修内容の充実、教職課程の改善</p> <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続的な研修の推進 ・校内研修体制の充実・強化 ・研修指導者の育成 ・メンター方式の研修(チームとしての研修)の推進 ・教職大学院等との連携、教員育成協議会(仮称)の活用 <p>○初任研改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先駆的取組を参考とした改善策の検討 ・初任者研修の運用方針の見直し(2年目、3年目研修の実施などの弾力化) <p>○十年研改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施時期の弾力化 ・目的・内容の明確化(ミドルリーダー育成) <p>○(独)教員研修センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域における教員研修施設や教職大学院などの大学等とのネットワーク構築 ・教員の資質能力向上に関する調査・分析・研究開発を担う全国的な拠点機能の整備 <p>○研修実施体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修機会の確保等に必要となる教職員定数の拡充 ・研修リーダーの養成、指導教諭や指導主事の配置の充実 <p><採用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○円滑な入職のための取組(教師塾等の普及) ○教員採用試験の共通問題の作成に関する検討 ○特別免許状の活用等による多様な人材の確保 ○採用における年齢不均衡の是正や採用選考実施時期の改善についての検討 <p><養成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校インターンシップの導入(教職課程への位置付け) ○教職課程の質の保証・向上 ・教職課程を統括する組織の設置 ・教職課程の評価の推進 ・教職課程担当教員の資質能力向上等 ・教科に関する科目の充実 <p><免許></p> <ul style="list-style-type: none"> ○免許制度改革 ・中学校及び高等学校の教員免許状所有者による小学校での活動範囲の拡大 ・教職経験を考慮した免許状併有の促進 ○特別免許状授与の手続等の改善 ○特別支援学校教諭等免許状の保有率促進 <p>← 関連 ← 関連 ← 関連</p> <p><教員の資質能力の高度化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○拡充期を迎えた教職大学院の在り方(量的な整備、教育委員会や(独)教員研修センターとの連携による研修の開発・充実) ○教職大学院等における履修証明制度の活用等による教員の資質能力の高度化 ○教員養成系以外の修士課程における教員養成機能の充実 		
<p>中間まとめ(7月)</p>			
<p>各事項の詳細については追加的に検討</p>	<p>【追加検討事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <全般>教員育成指標や研修計画の策定・教員育成協議会(仮称)の創設についての制度設計、新たな課題に対応した研修・教職課程の見直し <研修>チームとしての研修体制や校内研修充実のための具体的な方策、初任者研修・十年経験者研修の見直しを含めた研修全体の具体的な制度設計、(独)教員研修センターの機能強化についての具体的な制度設計 <採用>教員採用試験の共通問題の作成に関する具体的な検討 <養成>学校インターンシップの詳細、教職課程の質保証・向上に向けた制度設計 <資質能力の高度化>教職大学院における学修内容や履修証明制度の活用の詳細 など 		
<p>答申(年内)</p>			

まち・ひと・しごと創生総合戦略(政策パッケージ全体像及び文科省関係概要)

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- (ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備
- ◎地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
 - ◎地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備
 - ◎地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備
- (イ) 地域産業の競争力強化(累積横断的取組)
- ◎包括的創業支援
 - ◎地域を担う中核企業支援
 - ◎新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進
 - ◎外国企業の地方への対内直接投資の促進
 - ◎産業・金融一体となった総合支援体制の整備
 - ◎事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

- (ウ) 地域産業の競争力強化(分野別取組)
- ◎サービス産業の活性化・付加価値向上
 - ◎農林水産業の成長産業化
 - ◎観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
 - ◎地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化
 - 文化・芸術・スポーツを地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口増や移住につながるなどの地域活性化の取組を支援。
 - ◎分散型エネルギーの推進

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

- ◎若者人材等の還流及び育成・定着支援
- ◎「プロフェッショナル人材」の地方還流
- ◎地域における女性の活躍推進
- 地域における女性の活躍を推進するため、地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組を進める。
- ◎新規就農・就業者への総合的支援
- ◎大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援
- 大学・高等専門学校等において地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発等を行うことにより、地域を担う人材育成を促進。
- ◎若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現
- 学習活動を通じた高齢者等の地域活動への参画の促進。

(オ) ICT等の利活用による地域の活性化

- ◎ICTの利活用による地域の活性化
- ◎異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

- (ア) 地方移住の推進
- ◎地方移住希望者への支援体制
 - ◎地方居住の本格推進
 - ◎「日本版CCRC」の検討
 - ◎「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充
- (イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- ◎企業の地方拠点強化等
 - ◎政府関係機関の地方移転
 - ◎遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

(ウ) 地方大学等の活性化

◎「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

① 知の拠点としての地方大学強化プラン(地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進)

② 地元学生定着促進プラン(地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)

学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を活かした教育活動を進め、全小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築。さらに、キャリア教育や地域に誇りを持つ教育を推進。

③ 地域人材育成プラン(大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成)

地方公共団体や企業等と連携して、地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学や、高度な専門的職業人材の育成を担う専修学校、専門高校等の取組を推進するとともに、専門高校等における職業教育の充実や、卒業生が地元企業等が求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を推進する。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 若い世代の経済的安定
- ◎若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進
 - ◎「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

(イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

◎「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等

(エ) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)

◎長時間労働の見直し、転勤の実態調査等

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

子育てや教育に要する費用負担の軽減が重要。「放課後子ども総合プラン」を着実に実施し、一体系を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的整備を推進。

◎子ども・子育て支援の充実

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点(多世代交流・多機能型)」の形成

◎「小さな拠点(多世代交流・多機能型)」の形成

文化・芸術・スポーツ、生涯学習活動などにより、地域コミュニティの活性化を図る。

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

◎都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

◎地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

(ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保

◎大都市圏における医療・介護問題への対応

◎大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

◎公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

◎インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

(オ) 地域連携による経済・生活圏の形成

◎「連携中核都市圏」の形成 ◎定住自立圏の形成の促進

(カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

◎消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

(キ) ふるさとづくりの推進

◎「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略(抄)

2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

(前略)

さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていく。

(中略) こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

■全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する

【主な施策】

◎ (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

② 地元学生定着促進プラン(地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)

(前略)

また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めることにより、全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や、地域に誇りを持つ教育を推進する。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点(多世代交流・多機能型)」の形成

【施策の概要】

(前略) 基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点(多世代交流・多機能型)」において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

【主な施策】

(4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといった学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて ～全ての学校が地域とともにある学校へと発展し、子供を中心に据えて人々が参画・協働する社会を目指して～

(平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)

現状

- 社会の動向、子供たちの教育環境を取り巻く状況
・人口減少の進行、グローバル化の進展、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、子供たち・学校を巡る複雑化・多様化の課題
- コミュニティ・スクール等の現状と課題等
・学校に対する保護者や地域の理解の深まりや特色ある学校づくり等の成果の一方、取組に地域差。
また、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の更なる連携が必要な状況。

今後の目指すべき基本的方向性

社会総掛かりでの教育の実現

- 現在の子供や学校の抱える課題の解決、子供たちの豊かな成長のためには、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠。

地域とともにある学校づくりの一層の推進

- 地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指し、その中核にコミュニティ・スクールを据え、設置促進を図っていくべき。

学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の人々のつながりを深め、コミュニティの活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していく視点も重要。

コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策(提言)

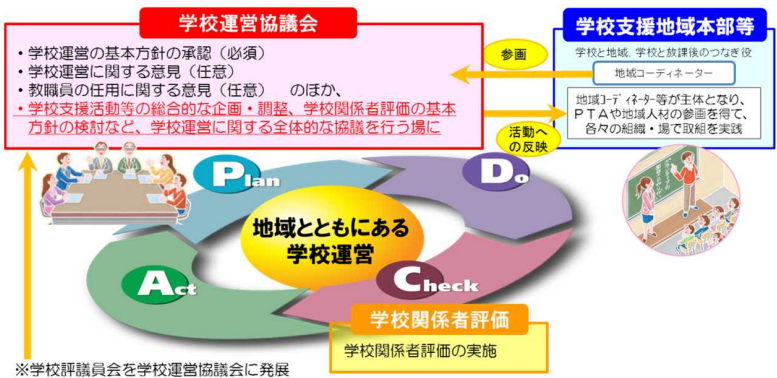
<国における推進方策>

1. コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の取組の一体的な推進

- 学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進し、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立
⇒学校支援地域本部等の取組から学校運営協議会への発展、学校関係者評価委員会から学校運営協議会への発展等を促進

【推進のための具体的方策】

- ・一体的に推進する取組に対する重点的支援
- ・コミュニティ・スクール設置の手引きの改訂
- ・CSマイスター、地域コーディネーター等の連携による推進運動等



2. 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

- 組織としての力を最大限発揮するため、マネジメント力の強化が必要

【推進のための具体的方策】

- ・教職員の研修機会・内容の充実に向けた支援
- ・教員養成段階における地域との連携・協働に関する意識付け
- ・地域連携の中核となる教職員の明確化、事務機能の強化

3. 地域の人々や保護者等多様な主体の参画の促進

- 保護者や地域が学校運営に対する意識を高め力を合わせる必要

【推進のための具体的方策】

- ・保護者、地域関係者を広く集めたフォーラム等の開催、研修への支援
- ・学校支援地域本部の設置促進、地域コーディネーターの育成・機能強化

4. 協働による学校を核とした地域づくりの促進

- 地方創生の観点等から、学校を核とした地域づくりの動きを促進

【推進のための具体的方策】

- ・学校を核として地域づくりを実現している好事例の収集・発信
- ・首長部局等との協働による課題解決型学校モデルの構築

5. コミュニティ・スクール等の多様性と裾野の拡大

- 類似の仕組みを段階的な姿として捉え、コミュニティ・スクールへの移行を促進

6. 幅広い普及・啓発と戦略的な広報

- 制度の意義・成果等への理解を促すための教育長等への働きかけの促進

7. 魅力(インセンティブ)の提供

- 教職員体制の整備充実など体制面・財政面等の負担の解消に向けた支援

8. コミュニティ・スクール推進実行プラン(仮称)の策定

- 3,000校の推進目標の先を見据えたビジョンや具体策等を示したアクション・プランの策定・公表

<都道府県・市町村の役割と推進方策>

- 各地方公共団体は、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指し、一層の拡大・充実に向けて取組を推進。

- 教育長や校長が力強いリーダーシップを発揮し、教職員等の研修やフォーラム等の開催による積極的な普及・啓発等を推進。

今後の学校運営協議会制度等の在り方(提言)

- 国は、以下の検討の方向性を踏まえ、引き続き具体的な検討を進める。

1. 現行の学校運営協議会の機能の取扱い

- 現行の学校運営協議会の機能は、引き続き備えるべき。
特に、教職員の任用に関する意見の取扱いについて適切な理解を促す一方、当該機能を主活動に位置付けない柔軟な運用も提示。

2. 学校評議員から学校運営協議会への移行の促進

- 公立学校について、学校評議員から学校運営協議会への移行を積極的に促進。

3. 学校支援に係る機能の明確化

- 地域住民等の理解や協力、参画等が促進されるよう、学校運営協議会の機能の一つとして、学校支援活動等の総合的な企画・調整の機能の明確化を検討。

4. 学校関係者評価に係る機能の明確化

- 学校運営協議会制度と学校評価の制度を有機的に組み合わせ、両者を一体的に推進。

5. これからのコミュニティ・スクールの制度的位置付け

- すべての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するために、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討。

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について (第六次提言) 概要

平成27年3月4日 教育再生実行会議

<将来予測>

- ・ 今後10～20年程度で、47%の仕事が自動化
- ・ 小学校に入学した子供の65%は大学卒業後、今存在しない職業に就職
- ・ 頭脳労働までもがコンピュータにより代替

<今後の教育の在り方>

- ・ 社会に出たあとも学び続け、新たに必要とされる知識や技術を不断に身に付けること
- ・ 仕事以外の時間を創造的、生産的に過ごすための学びの機会を提供

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

<方向性・理念>

- ◎ 「教育」の力で地域を動かす
- ◎ 小中学校等で、地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む
- ◎ 地域の産業、担い手を育てる大学等をつくる

<コミュニティ・スクール関連部分>(抜粋)

2. 教育がエンジンとなって「地方創生」を
◎地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む
(前略)

少子・高齢化が進展し、地域コミュニティに多様な機能が求められる中で、学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割を果たすことが求められます。こうした観点から、全ての学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール化を図り、地域との連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり(スクール・コミュニティ)への発展を目指すことが重要です。その際には、学校教育と社会教育が一体となったまちづくりの視点も重要です。

(後略)

(教育機関を核とした地域活性化)

○ 国は、コミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の存在を解消し、一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援などに努める。そして、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。

地方公共団体は、国の支援策も活用して、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指す。その際、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置することや、地方公共団体の判断により、小中一貫教育の取組と連携して進めることも効果的である。さらに、こうした人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となることを目指す。

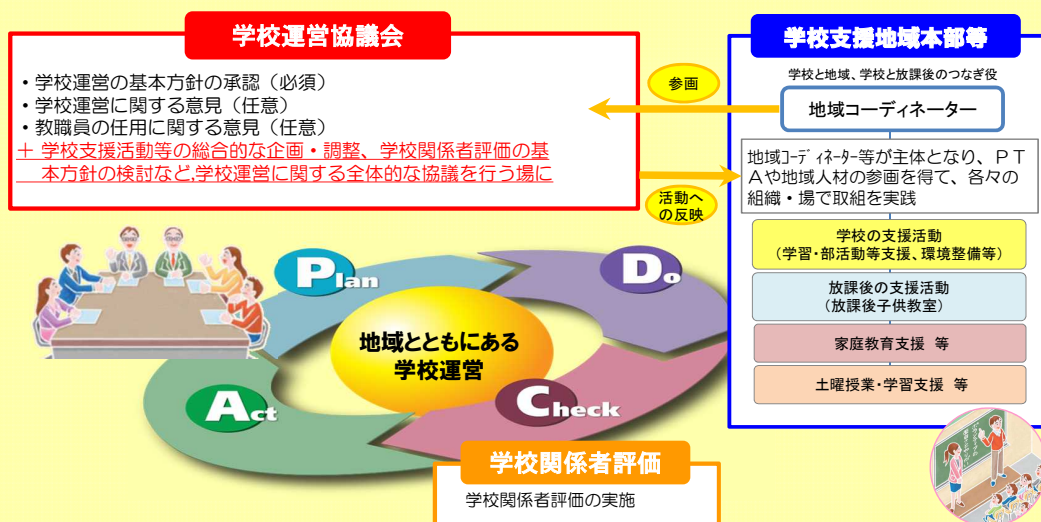
学校運営協議会と学校支援地域本部の 一体的推進に関する参考資料

コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の一体的推進の姿（イメージ図）

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)
地域住民等の学校運営への参画

学校支援地域本部等
地域住民等による教育活動等への支援

学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進することで、
学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立



体制イメージ	学校運営協議会委員としてPTA関係者や地域コーディネーター等家庭・地域の代表が参画。子供の教育に関する課題・目標等を共有し、連携協力体制を構築。 ⇒共通したビジョンをもって、各々の組織・場で様々な支援の取組等を実践。
研修等イメージ	教職員や学校運営協議会委員、地域コーディネーター等に対する研修等を実施。 ⇒情報共有・熟議等のネットワークづくりによる一体的な取組の充実